

特別解説

我が国の主要な企業の監査報告書において開示された監査上の主要な検討事項（KAM）

はじめに

本稿では、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成する日本企業（以下「IFRS任意適用日本企業」という。）のうち主要な100社と我が国の会計基準を適用する主要な企業100社について、各社の有価証券報告書の監査報告書に記載されたKAMの個数やKAMの内容の分類・集計を行い、見られた傾向や全体的な特徴などについて分析を行った。また、参考のために、2024年度の英国（ロンドン）や欧州大陸で上場する主要な企業の年次報告書（アニュアル・レポート）の監査報告書に記載されたKAM

や、米国で上場する主要な米国企業の監査報告書において記載された監査上の重要な事項（CAM）の件数等も、参考データとして併せて記載している。本稿では、英国や欧州大陸で上場する主要な企業の監査報告書に記載されたKAM及び米国で上場する米国企業の監査報告書に記載されたCAMとの比較等も行いつつ、主要な日本企業（IFRS任意適用日本企業及び日本の会計基準を適用する日本企業）の監査報告書に記載されたKAMの調査分析を行うこととしたい。

今回の調査の対象とした企業

今回の調査では、IFRS任意適用日本企業及び日本の会計基準を適用する日本企業のうち、2025年3月31日時点での日経平均株価時価総額で上位300社に入っている企業の中から100社ずつを選定した。なお、後述するKAMは、主要なIFRS任意適用日本企業と日本の会計基

準を適用する主要な日本企業の連結財務諸表に対する監査報告書に記載されたもののみを対象にしており、個別財務諸表に対する監査報告書に記載されたKAMは調査分析の対象とはしていない。

KAMの定義と決定のプロセス、報告上の留意事項等

監査上の主要な検討事項（KAM）は、監査基準及び監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事

項の報告」で、次のように規定されている。（監査基準 第四 報告基準 七 監査上の主要な検討事項）